

リサイクルプラザ警備業務仕様書

1 委託業務名

リサイクルプラザ警備業務

2 警備対象施設

所在地 鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地

名称 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ

3 契約期間

令和5年4月1日から令和14年3月31日（9年間）

4 業務概要

リサイクルプラザにおける夜間及び休日の機械警備業務

5 機械警備

(1) 機械監視をする項目

防犯（不法侵入等）、火災、設備の異常

(2) 機械警備の方法

①警備対象施設に侵入者を感知できる機器を設置すること。

②警備の範囲及び必要とする警報装置は別紙図面のとおりとする。

※火災の警備対象範囲は、対象施設すべてとする。

③図面における警報装置の位置は現況であり、警備業者変更時には組合と相談のうえ、その近くに設置すること。

④警備用機器の操作は、カード等にて ON・OFF ができるものとする。ただし、スキミング等容易に複製ができないものとする。

⑤管理棟警戒区域出入口には電気錠を設置すること。

⑥制御機器の接続回線は受注者が準備し、断線時の異常も即時に監視できる機能を持たせること。

⑦火災・設備警報については、施設に設置の火災受信盤及びエレベータ制御盤より接続するものとする。

⑧その他必要と思われる機器等については、受託者により設置できるものとする。

6 機械警備時間

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日：8時30分～翌8時30分まで

上記以外の日：17時15分～翌8時30分まで

7 警報装置の設置

受託者は、既存の警報装置の撤去完了後、自己の負担において警備業務の履行のために必要な機器及び配線を対象施設に設置するものとする。

なお、受託者が設置した警報装置等は、受託者の所有に属するものとし、受託者は、警報装置が常に正常に作動するように定期的に保守点検を行うこと。

また、警報装置が故障した場合（天災等不可抗力によるものを含む）は、受託者の負担により原状回復を行うこと。ただし、組合の責めに帰する故障等については、組合負担によるものとする。

8 警報装置の撤去

受託者は、契約が終了または解除されたときは、自己の負担において直ちに警報装置を撤去するものとする。

9 業務引継期間の警備

既存警報装置撤去後、新警報装置設置完了までの期間は、受託者の責任において見まわりパトロール等で、警備対象施設の警備業務を実施すること。

10 緊急対応

受託者は、警備対象施設に異常が生じた場合には、自己の負担において、直ちに現場に出動し、適切な処置を行わなければならない。ただし、設備異常の場合は緊急通報のみとする。

なお、警報装置の誤作動に伴う緊急対応についても受託者の負担とする。

11 損害賠償

受託者は、警備業務の処理に関し、自己の責めに帰すべき理由により、組合又は第三者に損害を与えた場合は、1事故につき対人賠償、対物賠償を合わせて10億円を限度として、その損害を賠償するものとする。

12 報告書等の提出

受託者は、毎月の業務が完了したときは、別に定める完了報告書及び実施状況報告（施錠開錠時刻及び異常発生状況等を記載したもの）を提出しなければならない。

令和 5 年 3 月 1 4 日

入 札 書 (第 回)

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成 8 年鳥取県西部広域行政管理組合規則第 3 号）第 2 条において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和 3 年鳥取県西部広域行政管理組合規則第 7 号）第 2 条において準用する米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、次のとおり入札します。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

件 名	リサイクルプラザ警備業務
業 務 場 所	鳥取県西伯郡伯耆町口別所 6 3 0 番地 リサイクルプラザ
入 札 金 額	金 円 (月額を記入)

注意

- 1 入札書は、封書にし、封筒表面に「入札書在中」と表示し、裏面に件名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、金額の訂正はできません。

年 月 日

辞 退 届

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の入札物件について、第 回目の入札を辞退します。

記

- 1 件 名 リサイクルプラザ警備業務
- 2 入 札 日 令和5年3月14日
- 3 辞 退 理 由

○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

※一点鎖線部分を切り取り、長3封筒に貼付してご使用ください。

配達日
指定郵便

配達指定日

令和5年3月13日（月曜日）

入
札
書
在
中

〒689-3403

鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合

事務局総務課 入札財政担当 行

○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 1 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 2 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 3 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 4 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

入 札 番 号	広施2
案 件 名	リサイクルプラザ警備業務
差出人 住所 商号又は名称 代表者の職氏名	※

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。